

## 福島県消費者安全確保地域協議会設置要綱

### (目的)

第1条 福島県消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）は、高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者行政・警察・福祉の関係機関が連携して、高齢者等の見守り等必要な取組についての情報交換、協議を行い、関係機関・団体に必要な情報を提供するとともに、市町村における消費者安全確保地域協議会づくりの機運の醸成を図ることを目的とする。

### (消費者安全確保地域協議会)

第2条 協議会は、消費者安全法（平成21年）法律第50号）第11条の3第1項の規定による消費者安全確保地域協議会とする。

### (協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者等の見守り等に関する構成員相互の情報交換、調整等に関すること。
- (2) 関係機関・団体に対する情報提供に関すること。
- (3) 市町村における消費者安全確保地域協議会の設置、運営等の支援に関すること。
- (4) その他、高齢者等の消費者被害の防止に関すること。

### (構成員)

第4条 協議会は、次の機関の職員を充てる。

- (1) 福島県生活環境部消費生活課
- (2) 福島県保健福祉部高齢福祉課
- (3) 福島県保健福祉部健康づくり推進課
- (4) 福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (5) 福島県社会福祉協議会地域福祉課

### (運営)

第5条 協議会は、目的達成のため、必要に応じて開催する。

- 2 協議会に座長を置き、福島県消費生活課長をあてる。
- 3 協議会の進行は座長が行う。
- 4 協議会は、必要があり、かつ、構成員の同意を得た場合は、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、福島県消費生活課が行う。

### (附則)

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。